



報道機関 各位

令和2年7月8日（水）  
問い合わせ先：  
経済政策課  
課長：小林 担当：関口・五十幡  
電話：829-1362  
内線：4571  
農業政策課  
課長：川田 担当：三瀬  
電話：829-1378  
内線：4841

## 農業者(個人・法人)向け「経営継続補助金」の申請支援を 公益財団法人さいたま市産業創造財団において実施します

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するための感染防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・施設の導入、人手不足解消の取組を進める農林漁業者を支援することを目的とした「経営継続補助金(実施主体:農林水産省)」が、6月29日より公募開始となりました。

公益財団法人さいたま市産業創造財団は、農林水産省経営局より指定を受けた支援機関として、経営継続補助金の申請支援を通じて、地域を支える県内農業者の経営継続・成長支援を行います。

### 1 申請支援について

#### (1) 支援機関の概要

名称:公益財団法人さいたま市産業創造財団

住所:さいたま市中央区下落合5-4-3 (さいたま市産業文化センター4階)

#### (2) 支援対象者

埼玉県内で農業を営むかた

#### (3) 支援内容

経営継続補助金の申請の際に必要な「経営計画書」の作成支援、計画に基づく事業の実行支援、取組の継続に向けた指導・助言等、補助金の申請から採択後の事業実施までを伴走支援として実施します。

#### (4) 問合せ先

公益財団法人さいたま市産業創造財団 経営支援・金融課

T E L 048-851-6652 / F A X 048-851-6653

Eメール shien@sozo-saitama.or.jp

U R L <https://sozo-saitama.or.jp/>

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大予防対応として、ご相談をご希望される方は事前に電話、又はEメール等で日時のご予約をいただきますようお願いいたします。

## 2 経営継続補助金の申請について

### (1) 申請期間

令和2年6月29日(月)から令和2年7月29日(水)まで【第1次締切】

※ 第2次締切については、調整中となっております。

### (2) 申請方法・申請先／問合せ先

方法:郵送申請(当日消印有効)による(持参不可)

申請先:一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金 事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番10号 PORTAL POINT HARAJUKU 4階

電話番号 03-6447-1253

問合せ対応時間 9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始を除く)

### (3) 申請書

以下のホームページより、公募要領及び申請書をダウンロード下さい。

『令和2年度第2次農林水産省関係補正予算 経営継続補助金(全国農業会議所)』

<https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>